

セクシュアリティ中心主義への問い —キャサリン・A・マッキノン理論の検討—

南 茂 由 利 子

◀ キーワード ▶

セクシュアリティ、キャサリン・A・マッキノン、公・私二領域論、生殖の社会性、
人間存在の二重性

◀ 要 旨 ▶

アメリカ合州国の著名な法学者キャサリン・A・マッキノンの提起するフェミニズム理論を検討する。まず、彼女の最重要課題が、セクシュアリティにおける平等であることを明らかにする。マッキノンは、現在のセクシュアリティ概念自体が男性優位社会の構築物であるとして、新たなセクシュアリティ概念の構築を主張するが、その具体的な内容は示さないままである。本稿は、それがマッキノン理論の根本的問題に由来すると捉えて、その克服方法を考察するものである。

根本的問題とは、生殖の社会性という視点の欠落と、性別以外の社会的関係の無視である。それらを土台とするマッキノン理論は、「人種」、民族、階級等々の社会関係に規定されているセクシュアリティの現実を変革する具体的ヴィジョンを示すこともできない。男女平等をめざすにあたり、性別を理由とする不公正を正すうえで、セクシュアリティ追究の平等を中心に据える彼女の姿勢は、性別以外の人間の社会的諸関係を捨象したセクシュアリティ中心主義ともいべきものである。それは、性別に限られない諸関係の中に位置づけられて生きている女性達の現実を打破する思想・運動の中心課題にはなりえない。

マッキノンは、私的領域が女性抑圧の温床となることが避けられないとしてその廃止を提起する。それが誤った現状認識に立つ危険な提起であることを、本稿は論じている。ファリダ・アクターを主たる参照先としながら、公・私二領域論によっては社会の構造と人の営みを捉え得ないことと、マッキノンの提起が人の営みを国家が統括する法の監視にさらす危険を孕むことを明らかにする。

近代以降広範に浸透した公・私二領域論を克服するためには、人間存在の二重性を再認識し、「個」を社会的に埋没させることのない民主的な社会関係の創造とともに、従来の公・私二領域という二元論を超える新しいイデオロギーの創造が必要とされる。

1. はじめに

キャサリン・A・マッキノンは、セクシュアル・ハラスメント、性的虐待、ポルノグラフィなどの性差別問題に取り組むアメリカ合州国の法学者である。1970年代中ごろ、セクシュアル・ハラスメントを受けた女性の救済にアメリカの差別禁止法が何の役にも立たなかったことを知り、マッキノンはセクシュアル・ハラスメントから女性を救済する法理論の確立をめざす。こうして書かれたのが、『働く女性が受けるセクシャル

・ハラスメント』¹⁾であり、アメリカの法曹関係者のあいだに広く回覧され、その後のセクシュアル・ハラスメントに関する訴訟に重要な役割を果たした。1986年の上訴審では、セクシュアル・ハラスメントは性差別だという判決が出されている²⁾。次に取り組んだのは、ポルノグラフィ規制で、アンドレア・ドウォーキンとともに、ポルノグラフィは人権侵害であるという反ポルノ条例案を作成した。この条例案は、ミネアポリス市とインディアナポリス市の議会を通過したが、ミネ

アポリスでは市長の拒否権が発動され条例とはならなかった。インディアナポリスでは1984年に条例として成立したものの、この条例は憲法修正第一条の表現の自由に反する、すなわち憲法違反だとして訴えられる(American Booksellers v. Hudnut) [MacKinnon and Dworkin 1997 17]。これが、有名な「平等権か、表現の自由か」という論争を引きおこした。しかし、憲法論争では敗れ、この反ポルノ条例は陽の目を見ていない。アメリカ合州国ではマッキノンの求める平等権は認められなかったが、「女性の法学教育と活動基金(Women's Legal Education and Act Fund)」とともに活動した結果、カナダの最高裁判所では、法のもとの平等を監視するだけにとどまらない、不平等な社会関係変革をめざす平等規定、憎悪宣伝規定、性の平等に基づく猥褻規定が取りいれられた [MacKinnon 1996 98-103]。また、旧ユーゴスラヴィアでジェノサイドとしてなされた集団強姦の被害者達の代理人としてマッキノンは裁判を起し勝訴している。彼女の力強い論調は、フェミニズム理論に大きな影響を与えている。しかし本稿で、彼女のめざすフェミニズム理論の中心課題は何かを明らかにし、それに対し疑問を投げかけたい。

マッキノンの論文および著作等によれば、ジェンダー不平等の現実を批判するうえでの基盤となっている彼女の考えは、「セックス・イクォリティ (sex equality)」の追求、言いかえるとセクシュアリティ追求の平等である。これについては、あとで彼女の著作からの引用によって明らかにしたい。マッキノンはセクシュアリティ追求の平等をめざしているのだが、セクシュアリティ自体が、男性優位社会の構築物であるため、その構造のなかでは「セックス・イクォリティ」の実現はありえないと述べる。したがって、「セクシュアリティ自体の概念を変革する」必要性を主張する。彼女は現実のセクシュアリティの実態を徹底的に批判し、従来のセクシュアリティ概念に替わるものをつくりだす必要性を主張する。だが、その新しいセクシュアリティ概念については、具体的に何も示していない。マッキノンの言う「新たなセクシュアリティ概念」とはどのようなものなのか。なぜ、その概念を具体的にマッキノンは示さないのか。これらが最初に抱いた私の疑問だった。その疑問はしだいに、マッキノンは「新たなセクシュアリティ概念を示さない」のではなく「示すことができない」のではないかという疑問に変

わっていった。そして私は、彼女のさまざまな論文、著作を読むなかで、結論として、彼女はその新たな概念を示すことができないのだという見解に達した。本稿では、その結論に至った理由、すなわち「マッキノンはなぜ新たな概念を示すことができないのか」を考察するなかで、彼女の主張の論理的矛盾を指摘し、彼女の基本的姿勢の問題性を明らかにする。そして、それらの問題点を克服するための展望を探りたい。

マッキノンのセクシュアリティに対する考えを明らかにすることが、彼女のフェミニズム見解を理解するうえでの最重要課題である。彼女のセクシュアリティ見解を明確化することは、強姦、性的虐待に対する彼女独特の認識形成の根本にあるものを明らかにすることであり、また、彼女が何をフェミニズムの中心課題とするかということも明らかにすることでもある。したがってまず、マッキノンがセクシュアリティについて具体的に述べている箇所に注目したい。

2. マッキノンの基本的姿勢

(1) セクシュアリティは権力の一形態である

マッキノンは「男性権力のもっとも重要な社会的領域はセクシュアリティである」 [MacKinnon 1991 109] と言う。「雌雄は支配のエロス化を通してつくり、女と男との違いと支配・服従の力学がお互いを定義する。これがセックスの社会的意味であり、ジェンダー不平等についてのフェミニズム独自の説明である」 [ibid. 109]。「男は女のセクシュアリティの支配を求めている」 [ibid. 112] それゆえ、「セクシュアリティは権力の一形態」 [ibid. 113] であり、「フェミニズムは権力についての一理論である」 [ibid. 113]。マッキノンによれば、支配・服従をエロス化した関係が男と女なのである。そして「肉体、感情、アイデンティティ、地位確認 (status affirmation) といった複雑な統一体の中心に性交がある」 [ibid. 111] と言う。強制された性交という経験をもとに、女は自分の肉体、感情、アイデンティティ、地位といったものがどのようなかを学ぶと言う。男が権力を持つという事実は、「男のセクシュアリティの関心をそそるものがセクシュアリティを構築することを意味する。男が許可し承認する感じ方、表現、経験がセクシュアリティのスタンダードとなる」 [ibid. 129]。

「性的虐待は、もっぱら女にだけ起こり、セックスとして経験される。そのため性的虐待は、セックス・イ



クォリティについての主流の教義からは排除されてきた」[*ibid.* 243]。すなわち、性的虐待とは女にとってセックスそのものであるため、それが不平等問題であるとは考慮されてこなかったとマッキノンは言う。そして、「興奮や満足を得るために、セクシュアリティは社会的にセックス・インイコリティ(*sex inequality*)を求めるように作られている」[*ibid.* 243]。つまり、男と女の不平等な関係のなかにこそ性的興奮や満足が得られると考えられているので、いま一般に、セクシュアリティだと考えられている概念自体が、この不平等を前提にして構築されていると言う。そして、「ジェンダー不平等のもっとも控えめな表現が女の非人間化と客体化であり、もっとも激しい表現が暴力」という形をとる[*ibid.* 243]。それゆえ、「女のセクシュアリティは、他の者によって盗まれ、売買され、交換される」ものとなる[*ibid.* 172]。セクシュアリティについての、男の「スタンダード」に従えば、性的虐待及び強姦はセックスそのものであるとマッキノンは考える。

このセクシュアリティ分析に基づく、マッキノンの強姦認識は、次のようなものとなる。「セクシュアリティが女の定義の中心であり、強制されたセックスがセクシュアリティの中心をなすのであれば、強姦というものは女の社会状況に固有のものである」「フェミニズム分析では、強姦は集団的服従という体系的文脈のなかで起きるテロリズムと拷問の行為」である[*ibid.* 172]。したがってマッキノンのめざすフェミニズムとは、男の女に対するセクシュアリティ支配を覆すための権力闘争ともいえる。

マッキノンは、強姦自体が男の定義する性交の姿であるという認識に基づき、現在のアメリカ合州国における強姦論争を批判的に見ている。彼女は、「男性支配の状況のもとで強姦と性交を区別することは女にとって難しいことであるのに、一方では、この二つを区別して定義することが疑問の余地のない出発点でもあるため、強姦という不正行為を定義するのは非常に難しい」と言う[*ibid.* 174]。「セックスと暴力の区別という名のもとに、改定強姦法は強姦を性的攻撃として定義しなおそうとしている」ことに對し、マッキノンは、セックスと性的虐待は完全に同じもの、完全に重なり合うものであると反論する[*ibid.* 174]。このマッキノンの強姦に対する基本的認識を正しく理解することが、マッキノンの性交およびセクシュアリティ認識を正しく把握する重要なポイントである。ところが、マッキ

ノンの著作 *Feminism Unmodified: Discourses on Life and Law* を翻訳した『フェミニズムと表現の自由』は訳文が難解であるため、マッキノンの見解は伝わらない。訳者達がこのマッキノン見解の重要点を理解しなかったため、邦訳書はマッキノンの見解を歪めて伝えていると、西島栄は言う[西島 1995 47-55]。そして、重要な部分についてかなりの量の誤訳がこの邦訳書に見られることを指摘する。西島はこれらの誤訳の原因を次のように分析する。「おそらく、レイプ、セクシュアル・ハラスメント、ポルノグラフィ等々を『セックスではなく暴力だ』というほうがはるかにわかりやすく、即座に受け入れられるものだからである。そのほうが、男性のみならず、女性にとっても自己の日常行為が問題の俎上にのぼらないですむからであり、そのほうが心理的に安心できるものだからである」[*ibid.* 49]。

マッキノンの強姦認識は、スーザン・ブラウンミラーの「強姦＝暴力」説³⁾に対する反論である。「強姦＝暴力」説では、暴力的なセックスはセックスと認められない。これは、暴力的でない「善い」セックスの存在が前提となる。その前提自体の問い直しをマッキノンは主張する。「性的に侵害されたことのない女というのはこれまでに誰もいない。なぜならば性的侵害こそがセックスであるからだ」[*ibid.* 1991 134]。つまりマッキノンによれば、セックスの一部に性的虐待が重なるのではなく、また、強姦は暴力であってセックスではないという意見でもなく、セックスとは女にとって強姦そのものであり、性的虐待以外の何ものでもない。したがって、性的侵害そのものであるセックスに着目し、そのセックスを変えることが平等を実現するための最重要課題となる。先ほどの誤訳によって、「暴力は認められないがセックス自体は善である」という考え方を前提にしているかぎり、次に述べる「性」の平等を追求するマッキノンの真意は伝わらない。

(2) セクシュアリティ追究の平等

(1)で述べたセクシュアリティ分析に基づき、マッキノンが獲得目標とするのは、セックス・イコリティの追求、すなわちセクシュアリティ追究の平等である。「セックス・イコリティ」と、カタカナ表記にしてあえて日本語に訳さなかった理由は、「性の平等」とすると、政治や文化を含む社会の諸領域にわたる広い範囲での両性の平等をイメージしてしまい、マッキノン

の意図するところとずれると思ったからである。マッキノンの言う「セックス・イクオリティ」とは、そういった広い意味ではなく、まさに、性行動にかかわる平等を指す。

男の観点では、性的虐待・強姦は性交であり、これが現在の支配的な認識となっているかぎり、性的虐待・強姦を犯罪として成立させるのは非常に困難であると、マッキノンは考える。この現実を変えるためには、性行動にかかわる平等の追求、すなわちセクシュアリティ追究の平等を獲得することが必要だと彼女は言う。その平等が実現したとき初めて、「強姦やポルノグラフィは侵害として認識されるだろう。そして、中絶はめったに起こらないであろうし、実際に中絶する場合にはそれが保証されるだろう」[MacKinnon 1991 215]。女と男の平等な関係をめざすにあたって、セクシュアリティの平等を中心に据えるマッキノンのこの姿勢は、セクシュアリティ中心主義とでも呼ぶべきものと私は考える。

「女たち自身のセクシュアリティ経験に対するフェミニズムの探求が、セックスに関する事柄についての以前の考えかたを修正することを要求」し、「セクシュアリティ自体の概念を変える」とマッキノンは言う[*ibid.* 111]。セクシュアリティについての男のスタンダードを変え、新しいスタンダードをつくることを要求するという、マッキノンのこの主張にセクシュアリティ中心主義の立場が明らかに表われている。では、マッキノンの言う「新たなセクシュアリティ概念」とはどのようなものか。その概念をマッキノンは具体的に示さないことが、最初に述べた私の疑問の出発点となっている。

(3) 「私的領域」「プライベート」への攻撃

マッキノンの言う「セクシュアリティ追究の平等」を探求するにあたり、避けて通れないのは、そのセクシュアリティ追究のおもな場である私的領域についての考察である。現実のセクシュアリティを批判する彼女の論は、私的領域批判にまで及ぶ。彼女は私的領域をどう捉え、どのように批判し、どのような状態をめざそうとするのか。

マッキノンは、他のラディカル・フェミニストと同様に、私的領域を女の抑圧の場と見る。これは、私的領域内での女への虐待はプライベート保護という名目で放置、または擁護されているという主張である。

「プライベート概念とは、公的暴露もしくは政府の干渉と、他者に対する自分の個人的な行為を誰からも邪魔されないという意味での自治とのあいだの対立を体现したもの」だとマッキノンは言う[MacKinnon 1987 96]。この対立は、自由主義国家においては、国家と私的領域を仕切ることで解決される。「私人」間の自治を確保するために、「不可侵の人格」と名づけられたものを、国家は個々人に保障する。だがこの保障、つまり国家が個人の自制(self-restraint)に任せているのは、「肉体、家庭、特に寝室」についてのみであるとマッキノンは批判する[*ibid.* 96]。そしてプライベートに対する攻撃を、マッキノンは以下のように展開する。

「プライベート法が守るものは、いまある私的領域内の権力と富の配分である。そして、プライベート教義が覆いかくすものの核心は、女の服従の中心をなすとフェミニズムが考えるもの、つまり女の体という場所であり、異性愛という関係であり、性交と生殖という行為であり、親しさという感情である。プライベートという法的概念は殴打、夫婦間の強姦、女性労働の搾取の場所を隠すことができるし、隠してきたのだ」[*ibid.* 101]。

ここにはマッキノン及びラディカル・フェミニストの代表的な主張が二つ含まれている。ひとつは、女の服従を覆いかくすものこそがプライベートであるという主張、そしてもうひとつは、女の服従は、女の体とセクシュアリティという領域において重点的に起きるといふ主張である。女の服従についての分析を、女の体とセクシュアリティに重点をおいて行なうことは、女をセクシュアルな存在としてしか見ない男の見解を結果として強調してしまう。それでは、女の存在を自ら、体やセクシュアリティのみに限定していることになる。加えて、プライベート領域が女の服従を覆いかくしているという認識は、さらに次のようなマッキノンの主張を生む。「女にとって親密さの度合いは抑圧の度合い」となるのであり[*ibid.* 100]、「家庭を『プライベート』だと考えることは、女の抑圧を私化(privatize)することである」[MacKinnon 1991 35]。そこで、「フェミニズムは私的領域を破壊(explode)しなければならない」[MacKinnon 1987 100]という発言がとび出す。以上見てきたマッキノンの基本的姿勢に対し、二つの問題点を指摘したい。



3. マッキノンのセクシュアリティ中心主義への問い

(1) 公的領域・私的領域という二領域論に立って論じることの問題性

先ほど述べたように、マッキノンは私的領域を女性抑圧の場として批判する。この批判の前提には、われわれが生活する現実社会にはっきりとした二領域区分が存在するという認識がある。これはマッキノンの二領域批判自体が実は矛盾をはらんでいることを意味する。彼女は、公・私二領域がはっきりと区別されて実在するものとして批判しているが、はたしてそのようにはっきりとした区分が実際に存在するのだろうか。公・私二領域論とは、ひとつのイデオロギーであることをここで再認識し、何のためにつくられたイデオロギーかを明らかにすることが必要である。

公的領域・私的領域が成文化されるのは近代法においてであり、私的領域とは家長を中心とする家族の領域を指す。近代国家はその成立過程で啓蒙主義思想の影響を大きく受けている。ルソーの『社会契約論』(1762年)が国と個人の分離について明記された最初の文献であり、その契約の歴史が近代家父長制の歴史と重なる [Romany 1993 97-99]。勃興しつつある資本主義にとって、自由・平等の市民原理を国家に対して求めると同時に、家族という生産単位は当時の経済活動に必須であったため、これを崩壊させずに秩序立てて取りまとめる必要があった。その点で家父長制は存在意義があった。資本主義の発展という新しい環境のなかで、伝統的な家父長制は、市民社会的な家父長制へ自在にその形を変え存続をはかる。こうして家父長制は資本主義の発展に必要な一要素として、支配的イデオロギーの一部に組みこまれていく。公・私二領域論は近代国家を支えるためのイデオロギーである。当然のことながら現実はその区分に収まりきれずにはみ出し、かつ二領域は相互に重複する。現代のわれわれの日常生活から例を挙げれば、婚姻できる年齢は法律で規定されていること、離婚の要件も法の規制下にあること、親権者、相続等についても法律で規定されていること等である。このように、家族関係といえども、決して私的領域内で国家の干渉から自由なわけではなく、外的規律や期待に服している。家族は、明確に私的領域のみに属するものではなく、公的領域とオーヴァーラップしている。この実態を踏まえれば、現実生活が明確な二重構造をなしているという考えは、現実とイデオロギーの混同によって引きおこされてい

ることがわかる。ゲイル・ビニオンは、その論文「人権—フェミニズムの視点」⁴⁾で、この二領域論と現実との混同を「二重構造を成すひとつの社会という錯覚」 [Binion 1995 517-518] という言葉で表現している。公・私二領域論への批判は多くの人が行なっているが、二領域区分が社会の現実にそぐわないのに二領域論を当てはめることへの批判と、現実社会が公・私二領域という二重構造をなしているという前提に立つ批判とでは、出発点が全く異なる。マッキノンの批判が後者に属していることは、先ほどのプライバシー攻撃のなかに明らかである。では、何故マッキノンはそのような前提に立つのだろうか。

マッキノンがそのフェミニズム見解の中心に据えているセクシュアリティは、本来は生殖と深く関わっている問題である。エリ・ザレツキーは、その著書『資本主義・家族・個人生活』⁵⁾で、「セクシュアリティと生殖は、いつの社会においても、食べ物や住いをつくりだすのと同様に、『経済的』もしくは物質的の基本的形態である」と言う [Zaretsky 1976 27]。

バングラデシュ女性運動の活動家、ファリダ・アクター⁶⁾は、生殖とは、元来個人々人を通して実現される社会的活動であり、決して個人的な事柄ではないとして、生殖の社会性を主張する [Akhter 1996 55]。アクターによれば、女の生殖パワーとは自然のパワーのひとつである。これを使うことで、男と女、個人々と社会とのあいだに或る関係が打ちたてられる。だが、このパワーは、他の自然(たとえば土地)とは同列に考えられない。それは、生殖パワーが女の体の一部であり、女の体は女の自己の物質的基盤であるからだ [ibid. 55]。

われわれの身近な例で考えると、子どもを産むか産まないかを当事者が決めている場合でも、その決定を下すにあたっては、自分の経済環境、自分の属する社会環境では何人産むのが平均的か等々、自分を取りまく周囲の環境に暗黙のうちに影響を受けている。産む、産まないは個人で決定できることをよとする立場に私は立つが、その決定はいま述べたように決して周囲の関係から孤絶して下される純粋に個人的な決定ではない。生殖行為、出産、家族関係等はプライベートな事柄であると同時に、その人が生きている社会環境に条件づけられ、先ほど述べたように間接、直接の国家による介入を受ける。生殖面だけに限らず、人間生活のあらゆる面を考えても、私的領域のみの出来事と

いうものはありえない。それは、人間がひとつの個体であると同時に、社会的存在だからである。

公・私二領域論とは、近代国家成立時に、国家干渉から私有財産を守るために有用な体制として概念化され、また、資本主義が発展するなかで生じた家族と職場の分離を正当化するためのイデオロギーでもあった。家族が私的領域とみなされ、女の活動範囲は私的領域内とする支配的イデオロギーのもとで、女性虐待が不可視になっている現実を批判することはもちろん必要である。しかし、マッキノン、私的領域を主たる女性虐待の温床として批判し、「プライバシー保護をなくせ」、すなわち「私的領域をなくせ」という極端な主張をする。こういった極論を導いてしまうのはなぜか。アクターの闘いは、注6を見てもわかるように、女の体（生殖力）が北世界の企業や、国際的な人口政策機関からの危険にさらされていることとの闘いである。それは、私的領域でのみ女の体が侵害を受けるのではないことと同時に、公・私二領域が渾然一体化して女の体を危険にさらしていることを示している。それに対しマッキノンは、家族という私的領域に囲いこまれているゆえの抑圧のみに焦点をあわせている。この認識の違いが、社会がはっきりとした二重構造をなすという錯覚をマッキノンに与えている。その錯覚の原因は、大きく分けると次の二つが挙げられる。ひとつは、女の役割を家庭内での生産及び生殖役割にのみ重点をおくことである。そしてもうひとつは、アクターの言う、生殖の社会的側面を捉えていないことである。生殖から分離されたセクシュアリティを、追究すべき独立した領域として考えることは、限られた地域の限られた集団によってつくられた概念であるとアクターは指摘する [Akhter 1996 60]。

(2) セクシュアリティのみに基づく社会分析の問題性

マッキノンが訴訟を担当したクロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナでの集団強姦について、彼女はセルビア人による非セルビア人皆殺し政策、つまり「民族浄化」の一環であり [MacKinonn 1993 87]、「民族絶滅戦争の一部」 [ibid. 89] であると言う。彼女は、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナでの戦争は集団殺害を伴う侵略戦争だと位置づけ、これを内戦及び民族紛争と見る解釈に対しては「ホロコーストをアリア系ドイツ人とユダヤ系ドイツ人のあいだの内戦と呼ぶようなもの」だと退ける [ibid. 88]。彼女によれ

ば、内戦及び民族紛争と見る解釈は「侵略者と被侵略者の同列化」をすることであり、それは「民族的な侵略戦争と日常生活におけるジェンダーの侵略戦争が同時に繋がっていること」をわからなくすると言う [ibid. 88]。ここで、マッキノンは「民族 (ethnic)」という言葉に言及するが、民族問題を、セルビア人＝侵略者、クロアチア人、ボスニア・ヘルツェゴビナ人＝被害者という単純な図式化で片をつける。そして、国連軍兵士がムスリム及びクロアチア人女性の強姦に加わったという報告 [ibid. 91]、国連保護軍 (UN-PROFOR) の元司令官がセルビア人司令官からムスリムの少女達の「提供」を受けたという情報を紹介し、女を支配する「男の絆 (the male bond)」を指摘する [ibid. 91]。強姦というものは「女性に対する日常的行為であり、常に男性による女性支配の行為」 [ibid. 89] であるとマッキノンは言う。ここで問題の焦点は、「女」に対する「男」の侵害という、歴史的社会的違いを超えた次元に移され、「女」と「男」の関係に抽象化される。

旧ユーゴスラビアは1980年代後半、開発援助の提供がほとんどなくなったにもかかわらず巨額の債務返済をした結果、ヨーロッパの最貧国となっていたが、加えて、それまでもあった経済の地域格差、民族間格差が拡大していた。クロアチア、スロヴェニア、ボスニア・ヘルツェゴビナの不満が増大し、旧ユーゴのセルビア中心主義に対する反発が形となり、それをセルビア人中心の旧ユーゴ軍が抑えようとしたのが紛争のはじまりである。1992年、国連は紛争の責任は旧ユーゴ連邦軍にあると考えて平和維持軍を送った。国連軍はセルビア人に対してボスニア・ヘルツェゴビナを守ることが任務であったが、国連軍の懐柔がさまざまな形で試みられる。旧ユーゴではセルビア人の力は絶大だった。国連軍が派遣先で権力関係の強い方に力を貸したり、権力関係の強化に力を貸したりする性質をもつ軍隊であることが、マッキノンの挙げた報告及び情報からうかがえる。だが、マッキノンのセクシュアリティ中心主義という基本的立場は、旧ユーゴスラヴィアの紛争の原因をこれら政治、経済、歴史といった見地から見ることをしてしない。そして、国連軍兵士の強姦の分析と旧ユーゴの集団強姦を、「男性による女性支配の行為」という普遍化で一括りにする。人間を性別二分法だけで見ることの問題とともに、人間が生きているなかで避けようもなく関わってくる「人種」、



階級、民族等といった問題を捨象して、セクシュアリティのみに基づく社会分析を行なうという問題がここに表われる⁷⁾。

先ほど引用したが、ザレツキーも言うように、セクシュアリティは、人間の生の営みを支える一要素であり、人間の生全体を構成する一要素である。その一方、セクシュアリティは、その個人の生全体に規定されてもいる。すなわち、個人のセクシュアリティは、その個を抱える社会の反映でもある。さまざまな社会関係が複雑に入り組んだなかで生きるわれわれは、個人として存在すると同時に社会関係に規定されて存在しているからである。この人間存在の二重性を理解するにあたり、アクターによる生産能力と生殖能力の違いの説明を引用したい。

アクターは、生産能力と生殖能力の違いを次のように言う。「労働は人間と自然とのあいだのプロセスである。男と女の双方がよく似た方法でこのプロセスに参加できる。労働のプロセスで、受動的な自然に対して人間は意識した主体の役割を務める。自然は人間の外にある客体として、労働の手段として存在する」。そして「人間は自然のひとつの力としての自然の材料と対決し、人間の身体に属する自然の力を起動しはじめる」⁸⁾「だが生殖行為については、状況は異なる。生殖労働 (reproductive labor) の客体であり、その手段であるものは女の体である。だが、女の体は単なる自然ではない。すなわち、受動的な客体や手段ではない。それは女の存在の物質的基盤である。この存在もしくは女の意識は社会の発展とともに進化する」⁹⁾ [Akhter 1996 60]。労働の主体と客体は見分けやすいが生殖の場合それがわかりにくいのはこのためである。「女の存在と身体はひとつで同じものである。したがって生殖行為における主体を経験的に確認することはできない。生産行為は自然に対する人間の意志の勝利である。だが、生殖行為において女は女の体のプロセス、すなわち自然という生物学的プロセスに女の意志を服従させなければならない」¹⁰⁾「この現実が女の主体性に特徴を添える。生殖行為は創造性の一プロセスである。そして、この創造性は女の意志の完全な服従を要求する。だが、これは意志の欠如ではなく、受身の主体でもない。女の視点から言うとこれは意識的な服従である。意識的に干渉しない自然発生的な成行きのなかで命を育むことが女の主体というユニークな一面である」¹¹⁾ [Akhter 1996 61]。アクターは、この説明のなかで、

女は自然の一部だとする伝統的な「人間 (男) と自然 (女) の二分論」批判はもちろんのこと、女という統一体から女の体だけを分離した「女の主体」に対する批判も展開している⁸⁾。この分析は女の生殖能力についての説明であるが、人間が一個体であると同時に一個体を超えた存在でもあること、つまり人間存在の二重性についての説明でもあると私は考える。

無人島でひとり暮らすでもない限り、「人種」、階級、民族といったさまざまな社会関係は避けようもなく絡みあってその生を規定している。性別要素だけに条件づけられて生きる者はいない。マッキノンのセクシュアリティのみに基づく社会分析は、人間が男と女という関係以外にもさまざまな社会関係のなかで生きていることを無視して成り立っている。以上の考察をもとに推測すると、彼女の言う「あらゆる女たちの集合体の持つ真実 (the truth of all women's collectivity)」¹²⁾ [MacKinnon 1991 38] の追究とは、さまざまな社会関係を捨象した女の抽象化の追究であるのか。そうであるならば、「男の支配」という普遍的抑圧を打破しようとしてマッキノンが求めるものは、普遍化した「男」から普遍的抑圧を受けているという「女の真実」の追究、つまり「女」の抽象化、「女」の本質化ということになる。彼女の提唱するフェミニスト・メソッド、つまり女の経験重視という手法はこの抽象化を正当化するための単なる手段なのか。マッキノンが陥っているのが、「女」と「男」の抽象化であるなら、そのような現実に存在しない人間の新たなセクシュアリティ概念を描くことができないのは当然の結果といえる。マッキノンは新たなセクシュアリティ概念を「示さない」のではなく、「示すことができない」のだと言うほかない。

セクシュアリティを追究する平等を求めることは、女と男の平等な関係を築くうえでの一プロセスであり、私はその意義を否定するつもりはない。男の構築した従来のセクシュアリティ概念を否定し、新たなセクシュアリティを追究することは重要な課題である。だが、マッキノンは男の構築したセクシュアリティを否定するが、新たなセクシュアリティの追究は、自分が抽象化した男対女という枠組みのなかで考えている。男と女以外の関係はここで完全に捨象される。一切の社会的諸関係を廃絶した男と女が存在しえないように、セクシュアリティもまた「人種」、民族、階級といった社会関係に規定される。その複雑に入り組んだ社会

関係を背負いこんだセクシュアリティの現状を考察することなしには、セクシュアリティ追究の平等を模索することはできない。これらさまざまな社会関係から生じる諸問題の一つずつ解決していくなから、新たなセクシュアリティは生みだされていく。セクシュアリティも歴史的なものである。したがって、それは「セクシュアリティ概念」と一括りにできるものではないだろう。アクターは自分の活動のなかで、多国籍製薬会社が南の女性の生殖力に対するコントロールをしてきたことへの批判をしている。そこでめざされるセクシュアリティは、多国籍企業の専横への抵抗を含むものとなるだろう。ボスニア・ヘルツェゴビナにおいては、従来の国際的開発援助自体が問い直され、「男」のではなく）国連軍の性質が批判されることなしには問題の根本的解決につながらない。仮にマッキノンが「セクシュアリティ概念」を構築したとして、バングラデシュに住むアクターの闘いにとって、また、ボスニア・ヘルツェゴビナの現状にとってそれは無力である。アクターの抵抗は、マッキノンの考える「新しいセクシュアリティ」によっては為しえない。

ここで、マッキノンのセクシュアリティ中心主義への批判として、生殖の社会性、人間の社会性を口にするとき、確認しておかなければならないことがある。何をもって「社会」と称するか、どのような社会を想定して社会性を語るかである。いまある社会が平等な社会でないことは明らかである。したがって、その「社会」の中身に言及せず、不用意に社会性を主張すると、女の主体性はその「社会性」に掬めとられ、不平等社会の推進力として利用されてしまう。そういった事態を防ぐためには、どのような社会をめざすのかということが、社会性の主張と同時に語られなければならない。マルクス、エンゲルスが『ドイツ・イデオロギー』（1845-46年）で述べていることは、その点で示唆的である。

「労働における自己の生の生産にしても、生殖における他人の生の生産にしても、およそ生の生産なるものはとりもなおさず或る二重の関係として——一面では自然的関係として他面では社会的関係として——現れる。ここで社会的というのは、どのようなものであれ、どのような仕方においてであれ、そしてどのような目的のためであれ、ともかく幾人かの諸個人の協働という意味である」[マルクス、エンゲルス 1963 25]。

個人の生はそれ自体が、個人的側面と社会的側面をあわせ持っているものであり、その個人を取りまく「幾人かの諸個人の協働」から社会は始まっていることを確認する必要がある。二人以上集まればそこから社会は始まっており、家族、職場、地域社会へと規模が拡大発展していく。どのような社会をめざすか、どのような社会関係構築を理想とするかは、われわれの意思によって決定できることを自覚し、めざす平等社会像を明らかにしていく必要がある。

(3) マッキノンの主張の矛盾

マッキノンの主張をこのように検証するとひとつの大きな矛盾が浮かびあがる。マッキノンは生殖行為の社会性を考慮に入れていない。だからこそ、人間を取りまく他のさまざまな社会関係を消し去ったセクシュアリティ追究の平等に焦点を合わせることができるのである。その行為は、セクシュアリティを私化しマッキノンが自らそれを私的な範疇に閉じこめることを意味する。他方では、先ほど紹介したようにプライベートを激しく攻撃し、「フェミニズムは私的領域を破壊しなければならない」と述べている。この両方の主張は明らかに矛盾している。彼女の両方の主張をつき合わせて考察すると、マッキノンの政治的展望は次のようなこととなるだろう。「公的領域のみの世界で、一切の『私』を持たない孤立した個の孤絶したセクシュアリティを追究する」。このような展望をマッキノンが本当に望んでいるとは考え難い。つき合わせて考えれば意味をなさないことが明白となるこの矛盾した二つの主張は、放置できない危険を孕む。それは、矛盾した主張の一方だけが一人歩きして、危険な状態を引きおこすことである。たとえば、「私的領域をなくせ」という極端な主張によって、「個」が無防備で剥きだしのばらばらの状態となり、それに対する公権力介入を認めることにつながるという恐れである。

3の(1)で述べたように、現実社会がはっきりとした二重構造をなすという錯覚を前提にした、公・私二領域論批判、そしてその根本原因である、生殖の社会性、人間の社会的側面への視点の欠如がこの矛盾を生み、それらの主張の推進が先ほど述べた危険を招く。ひとりの女が生きていくだけでも、性、「人種」、民族、階級、文化、地域社会等、さまざまな関係に規定される。女と男によって営まれる生殖行為も、お互いがその絡みあった社会関係のなかでの行為である。マッキノン



がめざすものが、一切の社会関係を消し去った抽象化された男女間のセクシュアリティ追求の平等であるならば、それは不可能な希求であろう。このような男と女の存在の抽象化を追い求めること自体、他の社会関係を捨象して生きていける人間の特権的な行為ではないのか。それがフェミニズムの中心課題とはなりえない。

4. おわりに

「セクシュアリティ自体の概念を変革する」必要性を主張するマッキノンが、なぜその新たなセクシュアリティ概念を提示できないのかという問いから出発して、マッキノンの基本的姿勢を検証した。それは、セックスの現状が強姦・性的虐待そのものであるという認識、セクシュアリティ自体が男と女の支配・服従関係を基盤にして構築されたものであるという分析に基づいて、「性行動にかかわる平等」をめざす姿勢、すなわちセクシュアリティ中心主義である。彼女のこの基本的姿勢は、生殖の社会性という視点が欠落し、セクシュアリティがさまざまな社会関係に規定されていることを無視し、セクシュアリティという独自の追求領域をつくりだす。そのセクシュアリティ領域をマッキノン自らが私的範疇に押しこめておきながら、私的領域を女性抑圧の温床として廃止することを提唱するという大きな矛盾を引きおこしている。また、同じく生殖の社会性、人間存在の二重性という視点の欠如が、公・私二領域論を現実そのものの姿と判断し、その錯覚から導き出される二領域批判と、セクシュアリティのみに基づく社会分析を生んでいる。マッキノンの二領域批判が誤った方向へ向かってしまったことについては、批判の前提となる現状認識に問題があったからであるが、公・私二領域論が現実にもすぐわす批判すべきものであるということは事実である。個人的存在と社会的存在という二重性を本来的にあわせ持つ人間の姿を、公・私二領域に分離する考え自体に無理があるからである。だが、マッキノンのように私的領域をなくす方向でこの線引きを解消することは、公的領域のみの世界に無防備で剥きだしのばらばらの「個」が存在する状態を招き、われわれは常に公権力の監視下に置かれることとなる。

それでは、近代以降広範に浸透したこの公・私二領域論をどのように克服していけばいいのだろうか。資本主義とともに発展した西洋的個人主義の普及が、人

間の個人的存在という側面のみを強調し、人々の関心が個人的生活のみに向いてしまっている。人間存在の二重性のうち一面しか機能しなくなっている。だが、単なる「個」の寄せ集めでは、「個」の権利を侵害する公的権力に立ちむかううえであまりに無力である。「個」を管理する国家でもなく、「個」を社会的強制のもとに埋没させるような社会でもない、社会関係の創造が必要とされる。西洋近代が理念化した個人主義ではない、また国家とじかに向きあう別々の「個」でもない、「集団のなかの対等な個」、「連帯する個」という存在の追求である。先ほどの『ドイツ・イデオロギー』からの引用にあったように、それは、「ともかく幾人かの諸個人の協働」から始まるのであり、言いかえれば、家族、職場、地域社会といった身近なところから、一つ一つの問題に民主的な議論を重ねる過程でそういった集団は生まれてくる。このような民主的な社会関係の創造を模索すると同時に、従来の公・私二領域という二元論を超える、新しいイデオロギーを構築することが必要とされている。マッキノンの追い求める、性行動にかかわる平等、セクシュアリティ追求の平等も、このような協働性をつくりだす過程で、一つの要求として検討される問題であろう。

〈注〉

- 1) MacKinnon, Catharine A. and Thomas I. Emerson, 1979 *Sexual Harassment of Working Women: A Case of Sex Discrimination*, Yale University Press
- 2) <http://www.cddc.edu/feminism/MacKinnon.html> (Meritor Savings Bank v. Vinson, 477 U.S. 57)
- 3) Brownmiller, Susan, 1975 *Against Our Will: Men, Women, and Rape*
- 4) Binion, Gayle, 1995 Human Right : A Feminist Perspective, *Human Rights Quarterly*, 17 : pp.509-526
- 5) Zaretsky, Eli, 1976 *Capitalism, the Family, and Personal Life*, Harper and Row
- 6) アクターは「生殖科学と遺伝子工学に反対するフェミニズム国際ネットワーク」(the Feminist International Network for Resistance Against Reproductive Technologies and Genetic Engineering)及び「女の体に対する避妊薬乱用に反対するネットワーク」(the Network for Resisting the Abuse of Contraceptives on Women's Bodies)等の組織の活動家である。
- 7) マッキノンはもちろん、文言上は「個人の特性、人種や階級といった多様性」[MacKinnon 1991 38]に言及している。しかし、それらについて具体的に述べるのは彼女の著作全体を通してごく僅かであり、しかも、その数少ない言及の場面ではほとんどが、「全ての女の抑圧」を強調す

るための道具として使われている。たとえば、人種差別と女性差別に苦しむ黒人女性を引き合いに出し、それを女性への抑圧を強調するために使う [MacKinnon 1982 530]。アンジェラ・P・ハリスは、このマッキノンの手法を「ニュアンス理論」アプローチと名づけ、次のように批判する。「マッキノンは全ての女の共通性を前提としたうえで、違いはその文脈や程度、すなわちニュアンスの問題であると考え、注や補足で説明して足りることだと考えている」 [Harris 1990 595]。

8) 私は、ここまでのアクターの主張については賛成するのであるが、この後アクターは、男の主体とは「破壊的」で「資本主義の貪欲さ」、「利己主義」がつけ加わったものであると言い、一方で女の主体は「男の破壊的な本質を持つ主体」と闘い人類を破滅の危機から救うと言う [Akhter 1996 64]。この本質主義的、二元論的論調については賛成できない。

- 1997 *In Harm's Way: The Pornography Civil Rights Hearings*, Harvard University Press
- マルクス、カール、フリードリヒ・エンゲルス 1963『ドイツ・イデオロギー』『マルクス=エンゲルス全集第三巻』大月書店
- 西島栄 1995『キャサリン・マッキノンと誤訳の政治学—『フェミニズムと表現の自由』の翻訳上の諸問題—』『場トポス』6 こうち書房：pp.47-55
- Romany, Celina 1993 *Women and Aliens: A Feminist Critique of the Public/Private Distinction in International Human Rights Law*, *Harvard Human Rights Journal* Vol.6 pp.87-125
- Zaretsky, Eli, 1976 *Capitalism, the Family, and Personal Life*, Harper and Row (訳者代表、竹信三恵子 1980『資本主義・家族・個人生活』亜紀書房 第1章：pp. 13-156)

(なんも・ゆりこ 大阪女子大学大学院英語学英米文学研究会、F研究会)

<引用文献>

- Akhter, Farida, 1996 *Depopulating Bangladesh: Essays on the Politics of Fertility and Reproductive Rights*, first published 1992, Narigrantha Prabantana
- Binion, Gayle, 1995 Human Right: A Feminist Perspective, *Human Rights Quarterly*, 17 : pp. 509-526
- Brownmiller, Susan, 1975 *Against Our Will : Men, Women, and Rape*, Simon and Schuster (幾島幸子訳 2000『レイプ・踏みにじられた意思』勁草書房 [ただし部分訳])
- Harris, Angela P., 1990 Race and Essentialism in Feminist Legal Theory, *Stanford Law Review*, 42 : pp. 581-616
- MacKinnon, Catharine A. and Thomas I. Emerson, 1979 *Sexual Harassment of Working Women : A Case of Sex Discrimination*, Yale University Press (村山淳彦監訳 1999『セクシャル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウイメン』こうち書房)
- MacKinnon, Catharine A., 1987 *Feminism Unmodified : Discourses on Life and Law*, Harvard University Press (奥田暁子、加藤春恵子、鈴木みどり、山崎美佳子訳 1993『フェミニズムと表現の自由』明石書店)
- 1991 *Toward a Feminist Theory of the State*, first published 1989, Harvard University Press
- 1993 Crimes of War, Crimes of Peace, in Shtute, Stephen and Susan Hurley (eds.), *On Human Rights: The Oxford Amnesty Lectures 1993*, Basic Books: pp.83-109 (中島吉弘、松田まゆみ訳 1998『戦時の犯罪、平時の犯罪』『人権について—オックスフォード・アムネスティ・レクチャーズ』みすず書房)
- 1996 *Only Words*, Harvard University Press (柿木和代訳 1995『ポルノグラフィー「平等権」と「表現の自由」の間で』明石書店)
- MacKinnon, Catharine A. and Andrea Dworkin(eds.),